

第 141 期

定時株主総会招集ご通知

日時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時

場所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

目次

| | |
|------------------------|----|
| ■ 第141期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| (添付書類) | |
| ■ 第141期事業報告 | 3 |
| ■ 計算書類 | 19 |
| ■ 連結計算書類 | 21 |
| ■ 監査報告書 | 23 |
| ■ 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 26 |
| 第2号議案 補欠監査役1名選任の件 | 27 |
| ■ インターネット等による議決権行使のご案内 | 28 |



清水銀行

証券コード：8364

証券コード8364
平成28年6月3日

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清 水 銀 行
取締役頭取 豊島勝一郎

第141期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第141期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
 3. 株主総会の目的である事項
 - 報 告 事 項 1. 第141期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
 2. 第141期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈代理人による議決権行使〉代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。）

郵送

行使期限 平成28年6月22日（水曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

インターネット

行使期限 平成28年6月22日（水曜日）午後5時送信分まで



当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

詳細は28・29ページをご覧ください。

【重複行使の取扱い】議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【議決権の不統一行使】議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示事項】本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ (<http://www.shimizubank.co.jp/>) にて、修正の内容を開示いたします。

以上

（お願い）

1. 当日は、節電への協力の一環として会場の空調はやや高めの室温設定とさせていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましては軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第141期 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中のわが国経済は、緩やかな回復基調が続いてきたものの、中国やアジア新興国経済の下振れや原油価格下落による資源国経済の悪化、また、年明け以降の急激な円高、株安等により、期の後半には先行き不透明感が強まりました。輸出と生産に弱さがみられたことなどから、底堅かった設備投資は先送り懸念が強まり、また、雇用は好調を保っている一方で、主要企業の賃上げが前年水準を下回ったことなどから、持ち直していた個人消費に伸び悩みがみられました。

当行の主要基盤である静岡県経済については、大企業・中堅企業を中心に製造業、非製造業ともに設備投資が増加するなど緩やかな改善基調で推移しました。一方で、新興国経済の一段の減速や海外生産シフトから、自動車関連を中心に輸出に弱めの動きがみられ、企業の生産についてもやや減少しました。個人消費については、雇用・所得環境が改善するなかで、緩やかに持ち直しましたが、期の後半にかけ、一部に鈍さがみられました。

金融環境につきましては、日経平均株価は2万円台まで上昇する局面もありましたが、年明け以降は、米国経済の先行きに慎重な見方が広がったことなどから、不安定な動きとなりました。また、長期金利は低水準で推移するなかで、日本銀行のマイナス金利政策導入により、期末にかけてマイナスに転じました。

事業の経過及び成果

当行は、第25次中期経営計画「COMBINED RUSH '14-'15」において、目指すべき姿として掲げた「存在意義の発揮」に向け、顧客接点の拡充を図り、ソリューション機能の向上とコンサルティング営業の強化に取り組んでまいりました。

店舗につきましては、平成27年11月に興津支店を新築移転し、八木間支店を新しい興津支店内に移転いたしました。駐車スペースを十分に確保し、全自動貸金庫の土日祝日稼働の実施、稼働時間の大幅な延長、電子記帳台の設置など、来店されるお客さまへの配慮を第一に考え、ストレスを感じることはない店舗といたしました。

法人のお客さまへの取り組みとしましては、地域経済活性化支援機構と「特定専門家派遣に関する契約」を締結し、機構を通じてノウハウを活用することで、お客さまへの事業再生支援体制の強化を図りました。また、メキシコ合衆国の2つの州と業務協力を目的とした覚書を締結し、新たに4社とビジネスマッチング業務提携契約を締結することで、多様化するお客さまのニーズに応える体制を整えました。

個人のお客さまへの商品・サービスとしましては、定期預金のキャンペーンに加え、新たに投資信託8商品、生命保険3商品の取扱いを開始しました。住宅ローンをご利用のお客さま向けには「がん団信」を追加し、お客さまに最適な商品を提案できるよう商品ラインアップを拡充いたしました。

地方創生への取り組みとしましては、「地方創生デスク」を設置し、地方創生を推進する県・市町と一体となり、静岡県への活性化に向けた支援体制を整えました。自治体が行う創業支援策の利用者を対象とした「しみず創業支援資金」、日本政策金融公庫と連携し、「地方創生」を担う中小企業者を支援する無担保融資制度「しみず地方創生ローン」の取扱いを開始しました。

また、新たな営業店システムを稼働し、書類記載時のお客さまの負担軽減、帳票のOCR化、イメージワークフロー導入による伝票の電子化などにより、お客さまの利便性向上とあわせ、事務の効率化を図りました。

こうした取り組みにより、法人・個人のお客さまにご満足いただけるサービスの充実を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、有価証券関連収益の増加等により、前期比1億90百万円増加の246億50百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少等により、前期比7百万円減少の199億87百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比1億98百万円増加の46億62百万円、当期純利益は、前期比6億83百万円増加の32億10百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益295億39百万円、連結経常利益49億89百万円、親会社株主に帰属する当期純利益32億99百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比199億円増加の1兆704億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努め、採算性を重視した調達を行った結果、前期末比505億円減少の1兆3,538億円となりました。

個人預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人年金保険等が増加した結果、前期末比54億円増加の1兆773億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比641億円減少の2,542億円となりました。

対処すべき課題

当行は、地域のお客さまのニーズに応じた金融サービスを提供することで、地域における存在感を高めてまいりました。しかしながら、金融機関を取り巻く環境といたしましては、人口減少、少子高齢化の進展、企業の海外進出による産業の空洞化等に加え、マイナス金利政策の導入など、社会構造と金融環境の変化により、厳しさを増すことが予想されます。

このような認識のもと、当行は、平成28年4月より、期間4年の第26次中期経営計画「ADVANCE AS ONE～地域・お客さまとともに、持続的成長を実現するために～」をスタートさせました。第24次、第25次中期経営計画に引き続き、目指す姿を「存在意義の発揮」とし、基本方針として「金融仲介機能の向上」「生産性の向上」「経営基盤の確立」「人材活力の向上」の4つを掲げることにより、地域金融機関として原点回帰し、地域とともに成長することで、地域活性化への貢献に努めてまいります。

また、金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢を構築するとともに、企業価値向上に向けたガバナンス態勢の強化を図ってまいります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 金 | 13,504 | 13,823 | 14,044 | 13,538 |
| 定期性預金 | 8,160 | 8,449 | 8,674 | 8,213 |
| その他 | 5,344 | 5,373 | 5,369 | 5,324 |
| 社 債 | 80 | 180 | 100 | 100 |
| 新株予約権付社債 | 59 | — | — | — |
| 貸 出 金 | 10,174 | 10,364 | 10,504 | 10,704 |
| 個人向け | 1,964 | 2,007 | 1,978 | 2,057 |
| 中小企業向け | 5,980 | 5,941 | 6,008 | 6,093 |
| その他 | 2,228 | 2,414 | 2,516 | 2,553 |
| 商品有価証券 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 有 価 証 券 | 2,851 | 3,015 | 3,184 | 2,542 |
| 国 債 | 1,011 | 1,475 | 1,224 | 672 |
| その他 | 1,840 | 1,539 | 1,959 | 1,870 |
| 総 資 産 | 14,826 | 14,879 | 15,849 | 14,773 |
| 内国為替取扱高 | 101,847 | 74,590 | 128,241 | 80,185 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 851 | 百万ドル 604 | 百万ドル 494 | 百万ドル 301 |
| 経 常 利 益 | 百万円 3,238 | 百万円 3,505 | 百万円 4,464 | 百万円 4,662 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 1,824 | 百万円 1,999 | 百万円 2,527 | 百万円 3,210 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 191 24 | 円 銭 209 55 | 円 銭 264 99 | 円 銭 336 65 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経 常 収 益 | 29,636 | 30,265 | 29,070 | 29,539 |
| 経 常 利 益 | 3,518 | 3,660 | 4,615 | 4,989 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,430 | 2,077 | 3,400 | 3,299 |
| 包 括 利 益 | 5,868 | 668 | 7,463 | 372 |
| 純 資 産 額 | 74,432 | 74,250 | 80,717 | 80,528 |
| 総 資 産 額 | 1,488,023 | 1,494,830 | 1,591,910 | 1,483,918 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------------|---------|---------|
| 使 用 人 数 | 1,030人 | 1,056人 |
| 平 均 年 齢 | 39年10月 | 39年9月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 16年5月 | 16年2月 |
| 平 均 給 与 月 額 | 368千円 | 365千円 |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託302人、出向受入者4人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | 前 年 度 末 |
|-------|---------------------|---------------------|
| 静 岡 県 | 店 75 うち出張所 (1) | 店 75 うち出張所 (1) |
| 東 京 都 | 1 (0) | 1 (0) |
| 愛 知 県 | 2 (0) | 2 (0) |
| 合 計 | 78 (1) | 78 (1) |

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を25,780か所（前年度末24,305か所）設置しております。

（セブン銀行ATM20,728か所及びイオン銀行ATM4,984か所を含む）

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 興津支店を新築移転し、八木間支店を興津支店内に移転しました。
 2. セブン銀行及びイオン銀行との提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を1か所廃止しました。
 店舗外現金自動設備の廃止
 ・ピアゴ清水高橋店出張所（静岡市清水区）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | |
|---------|-------|
| 設備投資の総額 | 1,833 |
|---------|-------|

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|--------------------|-----|
| 興津支店新築移転（当事業年度投資分） | 271 |

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当行が有する 子会社等の 議決権比率 | その他 |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|-------|--------------------------|-----|
| 清水ビジネスサービス株式会社 | 静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号 | 現金・手形等の精査 整理業務他 | 昭和56年12月10日 | 10百万円 | 100.00% | — |
| 清水銀キャリアアップ株式会社 | 静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号 | 有料職業紹介業務 | 平成2年10月22日 | 30百万円 | 100.00% | — |
| 清水総合メンテナンス株式会社 | 静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号 | 不動産管理業務 | 平成3年12月24日 | 30百万円 | 100.00% | — |
| 株式会社清水地域 経済研究センター | 静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号 | 金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務 | 昭和40年10月28日 | 12百万円 | 100.00% | — |
| 清水リース&カード株式会社 | 静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号 | リース業務、 クレジットカード業務 | 平成11年4月14日 | 60百万円 | 16.01% | — |
| 清水信用保証株式会社 | 静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号 | 信用保証業務 | 昭和53年11月1日 | 50百万円 | 5.00% | — |
| 清水総合コンピュータ サービス株式会社 | 静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号 | コンピュータ関連業務 | 平成元年7月1日 | 30百万円 | 5.00% | — |

(注) 1. 上記の子会社等7社は、いずれも連結対象会社であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(平成27年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|--------|------------------|---------------------------|-----|
| 山田 訓史 | 取締役会長 (代表取締役) | | |
| 豊島 勝一郎 | 取締役頭取 (代表取締役) | | |
| 望月 昭宏 | 専務取締役 | | |
| 野々山 茂 | 常務取締役 | | |
| 望月 文人 | 常務取締役 | | |
| 鈴木 壽美子 | 取締役(社外役員) | 中日本バンリース株式会社 代表取締役社長 | |
| 金田 富士夫 | 取締役(社外役員) | | |
| 東 恵子 | 取締役(社外役員) | 東海大学海洋学部 教授 | |
| 白川 直幸 | 取締役常務執行役員 | | |
| 宇佐美 俊二 | 取締役 | | |
| 岩山 靖宏 | 取締役 総合統括部長 | | |
| 小林 和仁 | 常勤監査役 | | |
| 清明 宏 | 常勤監査役 | | |
| 伊藤 洋一郎 | 監査役(社外役員) | 弁護士 伊藤総合法律事務所 | |
| 磯部 和明 | 監査役(社外役員) | 公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所 | |

- (注) 1. 平成27年5月8日付で監査役武下圭介氏が辞任しました。
 2. 平成27年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって、常務取締役佐野雅樹氏、取締役鳥羽山直樹氏、監査役岩岡利彰氏が任期満了により退任しました。
 3. 平成28年4月1日付で専務取締役望月昭宏氏が代表取締役に就任し、取締役会長山田訓史氏が代表取締役を退任しました。
 4. 監査役磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役金田富士夫氏、東恵子氏、監査役伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏は、株式会社東京証券取引所にに対し独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-------|---------|----------|
| 取 締 役 | 13人 | 279 (25) |
| 監 査 役 | 6人 | 50 |
| 計 | 19人 | 329 (25) |

- (注) 1. 「報酬等」欄における()は、当事業年度に係る業績連動型報酬7百万円ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬額18百万円を内書きしております。
2. 株主総会で定められた取締役に対する報酬限度額は、確定金額報酬270百万円、業績連動型報酬の報酬(当期純利益水準に応じて最大)30百万円及び株式報酬型ストック・オプションの報酬36百万円であり、監査役に対する報酬限度額は確定金額報酬60百万円であります。
3. 上記の支給人数には、平成27年5月8日付で辞任した監査役1名、平成27年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等のほか、役員退職慰労金として当事業年度中に辞任した監査役1名に対して3百万円を支給しております(当該支給は、平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払分より支給しております)。
5. 取締役2名の使用人としての報酬10百万円については、上記に含まれておりません。

(3) 責任限定契約

| 氏 名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---------|--|
| 鈴木 壽美子 | 会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。 |
| 金 田 富士夫 | |
| 東 恵 子 | |
| 伊 藤 洋一郎 | |
| 磯 部 和 明 | |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|------------|----------------------|
| 取締役 鈴木 壽美子 | 中日本バンリース株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 東 恵子 | 東海大学海洋学部 教授 |
| 監査役 伊藤 洋一郎 | 伊藤総合法律事務所 |
| 監査役 磯部 和明 | 公認会計士磯部和明事務所 |

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会への出席状況 | 取締役会における発言 その他の活動状況 |
|------------|--------|---|-------------------------------------|
| 取締役 鈴木 壽美子 | 14年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回の内9回出席しております。 | 会社経営者としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。 |
| 取締役 金田富士夫 | 1年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。 | 元静岡市収入役としての豊富な財務経験からの発言を行っております。 |
| 取締役 東 恵子 | 9ヶ月 | 就任後、当期開催の取締役会12回の全てに出席しております。 | 大学教授としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。 |
| 監査役 伊藤洋一郎 | 6年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回の内14回出席し、また当期開催の監査役会14回の全てに出席しております。 | 主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。 |
| 監査役 磯部 和明 | 1年9ヶ月 | 当期開催の取締役会15回の内14回出席し、また当期開催の監査役会14回の内13回出席しております。 | 主に公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|--------------|---|
| 有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 敏 夫 指定有限責任社員 栗田 渉 指定有限責任社員 深井 康 治 | 56 | (報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 |

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額56百万円。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
 - (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
 - (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
 - (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の方令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
 - (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
 - (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
 - (イ) 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
 - (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
 - (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 当行及びグループ会社の取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
 - (イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
頭取は、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当行およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。

② コンプライアンス

当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。

③ リスク管理体制

- (ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。
- (イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。

④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施している。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第141期末 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----------|--------|-----------|
| 現預金 | 131,372 | 預当座預金 | 1,353,887 |
| 現預金 | 18,181 | 当座預金 | 49,947 |
| 預金 | 113,190 | 普通預金 | 447,237 |
| 商品 | 388 | 貯蓄預金 | 15,928 |
| 商品 | 95 | 定期預金 | 2,047 |
| 商品 | 293 | 通知預金 | 811,788 |
| 金銭 | 1,200 | 定額積立預金 | 9,609 |
| 有価証券 | 254,296 | その他預金 | 17,329 |
| 国債 | 67,287 | 譲渡性預金 | 5,000 |
| 地方債 | 35,444 | 借入金 | 20,300 |
| 地方債 | 63,864 | 外債 | 20,300 |
| 株式 | 18,442 | 未払外債 | 5 |
| その他 | 69,257 | 未払外債 | 4 |
| 形付付替 | 1,070,463 | 未払外債 | 1 |
| 手貸貸付 | 7,956 | 未払外債 | 10,000 |
| 引形書 | 13,134 | 未払外債 | 4,610 |
| 国債 | 934,380 | 未払外債 | 704 |
| その他 | 114,992 | 未払外債 | 891 |
| 預為 | 609 | 未払外債 | 509 |
| 店国 | 605 | 未払外債 | 2 |
| 他 | 4 | 未払外債 | 60 |
| 費用 | 2,264 | 未払外債 | 1,228 |
| 派生 | 51 | 未払外債 | 34 |
| の | 962 | 未払外債 | 1,178 |
| 融 | 407 | 未払外債 | 476 |
| の | 842 | 未払外債 | 2,386 |
| 形 | 18,810 | 未払外債 | 43 |
| 固 | 8,187 | 未払外債 | 2,769 |
| 定 | 9,320 | 未払外債 | 2,769 |
| 資 | 1,038 | 未払外債 | 1,399,479 |
| 資 | 0 | 未払外債 | 8,670 |
| 資 | 263 | 未払外債 | 5,267 |
| 資 | 1,231 | 未払外債 | 5,267 |
| 資 | 1,002 | 未払外債 | 59,004 |
| 資 | 148 | 未払外債 | 8,670 |
| 資 | 79 | 未払外債 | 50,334 |
| 資 | 604 | 未払外債 | 46,132 |
| 資 | 629 | 未払外債 | 4,202 |
| 資 | 2,769 | 未払外債 | △298 |
| 資 | △7,305 | 未払外債 | 72,644 |
| 資 | | 未払外債 | 5,193 |
| 資 | | 未払外債 | 0 |
| 資 | | 未払外債 | 5,193 |
| 資 | | 未払外債 | 18 |
| 資 | | 未払外債 | 77,857 |
| 資 | | 未払外債 | 1,477,336 |
| 資 | | 未払外債 | 1,477,336 |

第141期 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-----|---------------------------|--------|
| 経 | 常 収 益 | 24,650 |
| 資 | 金 運 用 収 益 | 17,391 |
| | 貸 出 券 利 息 利 当 息 | 13,470 |
| | 有 価 証 口 金 一 配 利 | 3,841 |
| | 預 け 他 の 受 入 利 | 1 |
| | そ の の 引 替 手 務 数 | 77 |
| 役 | 務 取 為 の 役 務 収 益 | 0 |
| | 受 入 他 の 業 務 収 益 | 3,499 |
| | そ の 他 有 価 証 券 売 買 益 | 1,014 |
| | 商 品 債 権 等 常 売 却 益 | 2,484 |
| | 株 式 の 他 等 債 権 等 常 売 却 益 | 2,458 |
| | 株 金 銭 の 他 の 信 託 運 常 用 収 益 | 1 |
| | 常 金 調 達 費 用 | 2,456 |
| 経 | 資 金 調 達 費 用 | 1,300 |
| | 預 讓 借 社 の 他 の 支 払 利 用 | 925 |
| | 借 社 の 他 の 支 払 利 用 | 12 |
| | そ の 他 の 支 払 利 用 | 362 |
| | 営 業 費 用 | 1,067 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 847 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 43 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 10 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 18 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 88 |
| | の 倒 引 当 金 繰 上 入 額 却 損 用 | 58 |
| 役 | 務 取 為 の 支 払 利 用 | 970 |
| | 支 払 利 用 | 173 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 797 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 891 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 281 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 595 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 13 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 15,838 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 1,220 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 791 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 65 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 59 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 303 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 4,662 |
| | の 他 の 支 払 利 用 | 50 |
| 経 | 特 常 別 利 損 純 利 | |
| | 固 定 資 産 純 利 | 2 |
| | 減 損 純 利 | 47 |
| | 損 失 | |
| 税 | 引 前 当 期 純 利 | 4,612 |
| 法 | 人 税 住 民 税 等 純 利 | 1,364 |
| 法 | 法 人 税 住 民 税 等 純 利 | 37 |
| 法 | 法 人 税 住 民 税 等 純 利 | 1,401 |
| 当 | 法 人 税 住 民 税 等 純 利 | 3,210 |

第141期末 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 131,417 | 預 渡 性 預 金 | 1,349,389 |
| 商品有価証券 | 388 | 借 用 金 | 5,000 |
| 金銭の信託 | 1,200 | 外 国 為 替 | 25,999 |
| 有 価 証 券 | 253,983 | 社 債 | 5 |
| 貸 出 金 | 1,065,150 | そ の 他 負 債 | 10,000 |
| 外 国 為 替 | 609 | 賞 与 引 当 金 | 6,439 |
| リース債権及びリース投資資産 | 9,787 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 506 |
| そ の 他 資 産 | 5,316 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 3,142 |
| 有 形 固 定 資 産 | 19,729 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 93 |
| 建 物 | 8,871 | 支 払 承 諾 | 43 |
| 土 地 | 9,320 | 負 債 の 部 合 計 | 2,769 |
| リ ー ス 資 産 | 17 | (純資産の部) | 1,403,389 |
| 建 設 仮 勘 定 | 0 | 資 本 金 | 8,670 |
| その他の有形固定資産 | 1,519 | 資 本 剰 余 金 | 5,272 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,256 | 利 益 剰 余 金 | 61,202 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,013 | 自 己 株 式 | △298 |
| リ ー ス 資 産 | 5 | 株 主 資 本 合 計 | 74,847 |
| その他の無形固定資産 | 237 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 5,218 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,258 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 0 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 2,769 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △882 |
| 貸 倒 引 当 金 | △8,951 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 4,335 |
| | | 新 株 予 約 権 | 18 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 1,327 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 80,528 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,483,918 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,483,918 |

第141期 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 |
|------------------------------|--|--------|
| 経 常 収 益 | | 29,539 |
| 資 金 運 用 収 益 | | 17,348 |
| 貸 出 金 利 息 | | 13,426 |
| 有 価 証 券 利 息 | | 3,842 |
| コ ー ル 口 一 ン 利 息 | | 1 |
| 預 け 金 利 息 | | 77 |
| そ の 他 の 受 入 利 息 | | 0 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | | 8,430 |
| そ の 他 の 業 務 収 益 | | 2,459 |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | | 1,301 |
| 経 常 費 用 | | 1,301 |
| 資 金 調 達 費 用 | | 1,062 |
| 預 金 利 息 | | 846 |
| 譲 渡 性 預 金 利 息 | | 43 |
| コ ー ル マ ネ ー 利 息 | | 10 |
| 借 入 金 利 息 | | 68 |
| 社 債 利 息 | | 88 |
| そ の 他 の 支 払 利 息 | | 5 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | | 4,751 |
| そ の 他 の 業 務 費 用 | | 894 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | | 16,457 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | | 1,384 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | | 943 |
| 経 常 利 損 | | 440 |
| 経 特 別 損 失 | | 4,989 |
| 固 定 資 産 処 分 損 失 | | 50 |
| 減 損 | | 2 |
| | | 47 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 4,939 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,465 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 111 |
| 法 人 税 等 合 計 | | 1,577 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,362 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 63 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 3,299 |

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗田 渉 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 栗田 渉 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 清水銀行 監査役会

常勤監査役 小林 和 仁 ㊟

常勤監査役 清 明 宏 ㊟

監 査 役 伊 藤 洋 一 郎 ㊟

監 査 役 磯 部 和 明 ㊟

(注) 監査役伊藤洋一郎及び監査役磯部和明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円

総額 286,102,080円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当行 の株式の数 |
|------------------------|--|-----------------|
| 河野 誠 (昭和45年11月12日生) | 平成12年10月 東京弁護士会に弁護士登録 相川法律事務所入所 平成17年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換 河野法律事務所入所 (現在) | 0株 |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との特別の利害関係について
補欠監査役候補者河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
2. 河野誠氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 補欠監査役の選任理由について
河野誠氏は、長年の弁護士としての見識と経験を有しておられることから、当行の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、定款において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。河野誠氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、同氏との間においても責任限定契約を締結する予定であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (5) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。
- (6) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (7) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (8) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金は、すべて株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

＜お問い合わせ先＞

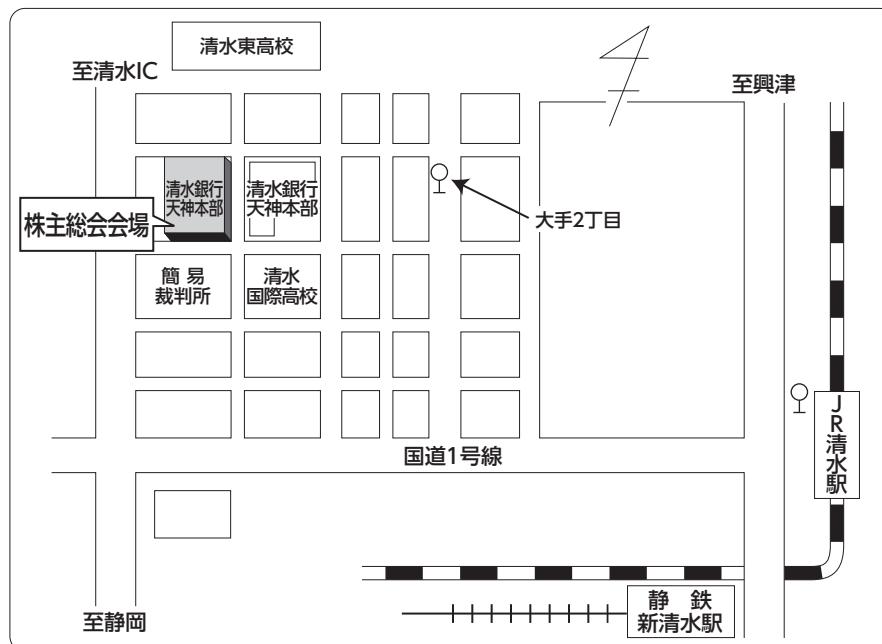
ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

| |
|-----------------------------------|
| みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| （１）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先 |
| 電 話 ０１２０－７６８－５２４（フリーダイヤル） |
| 受付時間 ９：００～２１：００（土曜日・日曜日・祝祭日を除く） |
| （２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先 |
| 電 話 ０１２０－２８８－３２４（フリーダイヤル） |
| 受付時間 ９：００～１７：００（土曜日・日曜日・祝祭日を除く） |

以上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分

静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分

しずてつ
ジャストライン（バス）清水駅前停留所
4番乗り場、庵原線乗車

大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。